

◎佐賀県条例第37号

佐賀県中小企業融資に係る事業再生等のための措置に関する条例の一部を改正する条例
佐賀県中小企業融資に係る事業再生等のための措置に関する条例（平成20年佐賀県条例第56号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(求償権の放棄等の承認)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 知事は、前項の規定による承認の申請があった場合において、当該申請が次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、地域経済の振興に資すると認めるときは、これを承認することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）<u>第2条第21項</u>に規定する特定認証紛争解決手続において策定された事業の再生に関する計画</p> <p>(6)～(9) 略</p>	<p>(求償権の放棄等の承認)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 知事は、前項の規定による承認の申請があった場合において、当該申請が次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、地域経済の振興に資すると認めるときは、これを承認することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）<u>第2条第22項</u>に規定する特定認証紛争解決手続において策定された事業の再生に関する計画</p> <p>(6)～(9) 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。